

令和2年4月17日

保 護 者 様

広島県立呉特別支援学校
校長 古 谷 晶 江

県内特別支援学校における臨時休業等について（お知らせ）

さて、広島県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、広島県教育委員会は県内全ての県立学校を4月16日（木）から5月6日（水）まで臨時休業することを決定しました。

この措置に係り、4月14日付、県内特別支援学校における臨時休業等について（お知らせ）により、臨時休業期間中の対応についてお知らせしたところですが、広島県を含む全国に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、本県においても、知事から外出自粛の徹底等の要請がなされたことを踏まえ、次のとおりとします。

1 臨時休業期間中は、感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるということ及び知事から外出自粛の徹底等の要請がなされたことの趣旨を踏まえ、特段の事情がない限り、自宅で過ごすようにしてください。

2 自主登校について

保護者が仕事を休めない場合等に、社会福祉サービス等の利用ができない等のやむを得ない理由により、日中の間、幼児児童生徒の居場所を確保できない等の場合、個々の状況をよく把握した上で、この状況の幼児児童生徒の自主登校を受け入れるものとします。ただし、国における緊急事態宣言の発令及び知事からの要請の趣旨を踏まえ、自主登校については、今回の臨時休業の趣旨を十分御理解いただき、その目的を達せられるよう御協力をお願いいたします。なお、やむを得ず希望される場合は、詳細を伺った上で受け入れの判断をさせていただきます。

また、児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症を発症した者が1名でも発生した場合は自主登校の受入を中止します。

<やむを得ない場合の自主登校について>

(1) 保護者等の送迎

自主登校日の前日（月曜日の場合には金曜日）の正午までに学校に御連絡ください。

(2) スクールバス利用

スクールバスは運行します。運行便（登校便及び下校便）を確定する必要がありますので、必ず自主登校日の前日（月曜日の場合には金曜日）の正午までに学校に御連絡ください。

3 分散自主登校について

指定した日の児童生徒の受入れを当分の間中止します。

4 給食について

自主登校する児童生徒について通常どおり実施します。